

守ろう! 子どもたちの笑顔

11月は児童虐待防止推進月間です。

子どもを守るために、児童虐待の早期発見・早期対応に向けて、
皆さんのご協力をお願いします。

増えている「面前DV」という心理的虐待

面前DVとは、子ども(18歳未満)の目の前で配偶者や家族
に対して暴言を吐いたり、暴力を振るったりすることをいい、児
童虐待防止法では、心理的虐待の一つと認定されています。

直接的に暴力を受けなくても、DVを見聞きして育つ子どもは
心身に傷を負い、成長後もフラッシュバックに苦しむなどPTSD
(心理的外傷後ストレス障害)を発症することがあります。

本市においても、面前DVを含めた心理的虐待の相談件数
は年々増えています。



■本市における虐待の状況

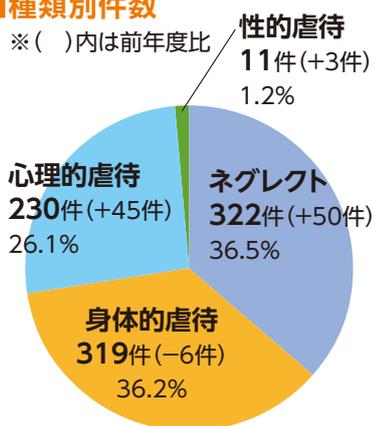
平成29年度における虐待相談件数

882件

[前年度比 11.6%増]

■種類別件数

※()内は前年度比



全体の件数が増加して
いる中で、ネグレクト、心
理的虐待の増加が顕著
となっています。

虐待の種類が広く認知
されることにより、通告・相
談が増えることは、社会
全体で子どもやその家庭
を見守り、重篤なケースを
防ぐことにつながります。

身体的虐待

- ・殴る、蹴る、叩く
- ・投げ落とす
- ・激しく揺さぶる
- ・やけどを負わせる
- ・溺れさせる

など

ネグレクト

- ・家に閉じ込める
- ・食事を与えない
- ・ひどく不潔にする
- ・自動車の中に
放置する
- ・重い病気を放置する
など

心理的虐待

- ・言葉で脅す
- ・無視する
- ・きょうだい間で
差別する
- ・面前DV

など

性的虐待

- ・性的行為を行う
- ・性的行為を見せる
- ・ポルノグラフィの
被写体にする

など

こんなときは
すぐ
お電話ください

～1本の電話が、
子どもたちと保護者を
救います～



子育てが辛くて
つい子どもに
当たってしまう...



近くに子育てに
悩んでいる人が
いる...

あの子、
もしかしたら
虐待を受けて
いるのかしら...



異変に気付いたら、迷わず通告や
相談をお願いします。

家庭児童相談室

☎354-8276

または

児童相談所全国共通ダイヤル

☎189

※通告者の秘密は守られます